

I. 水道施設工事についての事項

1. 入札に付する事項

- (1) 工事名 工事番号水1 羽曳野市水道事業西浦3丁目配水管改良工事
- (2) 工事場所 別紙入札説明書のとおり
- (3) 工事期間 別紙入札説明書のとおり
- (4) 工事概要 別紙入札説明書のとおり
- (5) 支払方法 別紙入札要項のとおり
- (6) その他 本件は、競争入札参加資格確認申請書及び入札書の提出等を羽曳野市電子入札システム（以下「システム」という。）を利用して行う電子入札案件である。
（システム運用時間：土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）
本件の予定価格及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第2項の規定による最低制限価格は、別紙入札説明書のとおりとする。

2. 入札に参加する者に必要な資格

次の各号に掲げる要件をすべて満たす者で共同企業体以外の者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 本市の平成27・28年度羽曳野市競争入札参加資格者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）登録業者であり、参加希望工事種類が水道施設工事であること。なお、平成27・28年度建設工事競争入札参加資格審査申請書提出において新規登録の業者は、登録初年度は入札参加資格がないものとする。
- (3) 府内業者「大阪府内に営業所（本店又は支店若しくはこれに準ずるもの。）」を有し、かつ、その営業所が有資格業者名簿に登録されていること。
- (4) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営規模等評価結果通知書・総合評定通知書（最新分で、入札書等受付期間最終日現在有効なもの。）の水道施設工事の総合評定値（P）が1,050点以上であること。
- (5) 予定価格が6千万円（税込み）を超える水道施設工事の場合は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する水道施設工事業の特定建設業許可を有すること。
- (6) 水道用石綿セメント管の撤去作業等が必要となった場合は、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第19条により石綿作業主任者を選任し、適切に処理できるものであること。
- (7) 対象工事に建設業法第19条の2に基づく現場代理人、及び同法第26条に基づく必要な技術者を工事現場に配置し、所定の工期内に安全に施工できること。なお、工事の施工において下請契約の総額が4000万円以上（建築一式工事の場合は6000万円以上）の場合は、特定建設業許可を有するとともに、監理技術者を配置すること。また、契約金額が3500万円以上（建築一式工事の場合は7000万円以上）の場合は、専任の技術者（営業所の専任技術者との兼任は不可）を配置すること。
- (8) 「1. 入札に付する事項（1）工事名」に記載している各工事に配置する現場代理人、主任技術者又は監理技術者については、様式6「配置技術者申請書（技術者申請用事後審査書類）」提出時点において3ヶ月以上直接雇用しており、かつ現場代理人については、本工事の現場に専任で配置させることができ、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事していないものとする。（各工事それぞれ1案件の工事に配置する現場代理人と監理技術者又は主任技術者との兼任は可とする。）
- (9) 公告の日から様式2「競争入札参加資格確認申請書（電子入札参加用書類）」、入札書及び入札金額内訳書（以下「入札書等」という。）受付締切の日までの間において、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止期間中又は指名留保期間中でないこと、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置期間中でないこと。
- (10) 建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条の2に違反していないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受け、かつ、手続開始決定後に本市の競争入札参加の再認定手続を完了していること。

- (12) 電子署名法に基づく電子認証カード（以下「ICカード」という。）を取得しシステムに接続可能な者であって、当該ICカードを使用し入札書等提出締切日までにシステム上で利用者登録手続を完了していること。

3. 入札の場所及び日時

- (1) 入札書等は、システムによって提出すること。入札方法等の詳細については入札説明書によるものとする。

- (2) 入札書等受付期間

平成 28 年 10 月 28 日（金） 9：00 ～平成 28 年 11 月 1 日（火）12：00
（システム運用時間：土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）

4. 入札の無効に関する事項

この公告及び入札説明書に示した競争入札参加資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに羽曳野市電子入札心得（申請入札同時方式）第11条の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、競争入札参加資格があると認められた者であっても、入札書等提出時から開札日までの間に、羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止又は指名留保、羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除となった者、並びに建設業法に基づく行政処分を受けた者は、競争参加資格がないと認められる者に該当する。

5. 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 契約条項を示す場所

羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市役所4階 羽曳野市総務部契約検査課

- (2) 期間

平成 28 年 10 月 13 日（木） 9：00 ～平成 28 年 11 月 1 日（火）12：00
（土、日、祝日を除く平日9:00～17:00まで）

6. 入札保証金に関する事項

入札保証金は羽曳野市財務規則（平成5年羽曳野市規則第24号）第118条の規定に該当する場合は免除する。ただし、落札者が、契約を締結しないときは違約金として契約希望金額（消費税及び地方消費税を含む価格をいう。以下同じ。）の100分の3に相当する額を羽曳野市に支払わなければならない。

7. 地方自治法施行令第167条の10第2項の規定による最低制限価格

別紙入札説明書のとおり

8. 契約書作成の要否

契約の締結にあたっては、契約書作成を要する。

9. 提出させるべき書類

別紙入札説明書のとおり

10. 契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決があったときに本契約が成立する旨
本工事の契約については、市議会の議決を要しない。

11. 入札について必要な事項

- (1) 瑕疵担保期間 2年間 ※但し、故意又は重大な過失による場合は10年間
(2) 支給材料 別紙入札要項のとおり
(3) 適用法令 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令及び羽曳野市財務規則

(4) 契約条件

- 1) 契約保証金として契約金額の100分の13以上を納付すること。ただし、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したときは、契約保証金の全部または一部を免除する。
- 2) 工事は、着手前、工事中、並びに完成時等の写真の撮影を厳守すること。
- 3) 工事の施工期間中は、安全管理に細心の注意を払うこと。
- 4) 工事現場付近の住民等と問題を起こさないように注意を払うこと。
- 5) 落札者は、建設工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第9条に規定する対象建設工事の場合は、(1)分別解体等の方法、(2)解体工事に要する費用、(3)再資源化等をするための施設の名称及び所在地、(4)再資源化等に要する費用について、入札後契約書作成までに、それぞれの書面（市様式）に記載して提出すること。
- 6) 落札者は、第三者損害賠償保険等本市が求める保険に加入すること。

12. その他

(1) 次順位業者の取扱について

落札候補者の決定後に再確認の結果不適格となった場合において、次順位者が本来落札候補者となるが、次順位者が既に同日に開札する同業種の他の案件の落札候補者となっている場合があれば、その業者については「無効」とし、次の順位者を落札候補者とする。

(2) 同日開札の他業種の工事等複数の工事を落札した場合について

同日に開札予定の「1. 入札に付する事項 (1) 工事名」に示す工事と、同日に開札する他業種の工事等複数の工事を落札した場合において、落札した複数業種ごとの工事全てに適正な現場代理人及び技術者等を配置できないことが判明した業者については落札候補者となった工事全てを「無効」とし、上記「(1) 次順位業者の取扱について」に示す取扱により次の順位者を落札候補者とする。なお、上記によって「無効」となった場合は、不適當な事由があると認め指名停止等の処分を行う。

(3) 関係会社の参加制限について

当該入札に参加しようとする者で、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの1業者しか参加できない。2業者以上の参加があった場合には関係会社の入札参加業者全てを無効とする。

1) 資本関係

- ① 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2業者の場合。ただし、①については、会社の一方が更生会社または民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- ① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- ② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項または民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

3) 以下のいずれかに該当する2業者の場合

- ① 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が夫婦、親子の関係である場合
- ② 一方の会社の代表者と、他方の会社の代表者が血族の兄弟姉妹の関係である場合で、かつ、本店又は、受任者を設けている場合は、その支店、営業所の所在地が、同一場所である場合
- ③ 一方の会社の電話、ファクシミリ等の連絡先が、他方の会社と同一である場合

4) 羽曳野市内業者・準市内業者で同族認定を受けている業者が参加した場合

5) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

(4) 入札書等提出後の指名停止等について

システムによる入札参加通知を受けた者であっても、入札書等提出時から契約日までの間に
おいて入札参加者、落札候補者及び落札者が次の各項目のいずれかに該当した場合は、入札参
加資格を有しないものとし、事後審査において無効とする。無効となった場合、落札候補者又
は落札者と契約を締結しないものとする。

1) 建設業法第28条の規定による行政処分を受けた場合

2) 建設業法第29条の規定による許可取消処分を受けた場合

3) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けた場合

4) 羽曳野市建設工事等指名停止措置要綱に基づく指名留保の措置を受けた場合

5) 羽曳野市の契約からの暴力団排除措置要綱に基づく入札等排除措置を受けた場合

1) から5) の規定により契約を締結せず、又は契約を解除したことにより落札者に損害が生じた
としても、羽曳野市は、その責めを負わないものとする。

(5) その他

上記に掲げる事項のほか、入札について必要な事項は各案件ごとの入札説明書及び入札要
項に定める。

(6) 問合わせ先

羽曳野市誉田4丁目1番1号 羽曳野市総務部契約検査課 (羽曳野市役所4階)

電話 (072) 958-1111 (内線3631)